

正副委員長（案）

【1】最優先協議事項 3 第 5 章 議会運営（質疑応答の方式について）

<条文案>

- 1 市議会議員は、会議等において質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明らかにするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。
- 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における市議会議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

※具体的な質問方式、方法は規約等に盛り込む。